

千葉市告示第597号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年7月18日

千葉市長 神谷俊一

	医療機関名称	所在地	開設者	変更年月日
	(診療所)			
	医療法人社団彩翔会 あそうクリニック	千葉市美浜区高洲 3-23-2 稲毛海岸ビル605	医療法人社団彩翔会 理事長 七条 武志	令和5年5月1日
変更後	たかす腎・泌尿器 クリニック		医療法人社団七条会 理事長 七条 武志	